

人権文化センター 講座ニュース

12月号

12月4日(土)から10日(金)は人権週間です!!

人権週間とは?

昭和23年(1948年)12月10日、国際連合第3回総会において、全ての人民と全ての国とが達成すべき共通の基準として「**世界人権宣言**」が採択されました。世界人権宣言は、基本的人権尊重の原則を定めたものであり、初めて人権保障の目標ないし基準を国際的にうたった画期的なものです。採択日である12月10日は「人権デー(Human Rights Day)」と定められています。法務省の人権擁護機関では、昭和24年(1949年)から毎年、人権デーを最終日とする1週間(12月4日から10日)を「人権週間」と定め、その期間中、各関係機関及び団体と協力して、全国的に人権啓発活動を展開し、人権尊重思想の普及高揚を呼びかけています。しかし、今なお、様々な人権問題が依然として存在しているなか、これら問題を解決し、国連の持続可能な開発目標(SDGs)が掲げる「誰一人取り残さない」社会を実現するには、私たち一人一人が人権尊重の重要性を改めて認識し、他人の人権に配慮した行動をとることが大切ではないでしょうか。この機会に人権について改めて考えてみませんか?

(法務省ホームページ引用)

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

「誰か」のこと じゃない。



人権週間
12月4日-10日

【年末年始の休館日】

12月29日(水)
~1月3日(月)

1月4日(火)より通常開館

☆開館時間☆

午前9時~午後9時
※土曜日は午後5時まで

※利用者の皆様へ

厚生労働省よりスマートフォンアプリの新型コロナウイルス接触確認アプリ(略称:COCOA)が配信されております。感染拡大防止のため、アプリの利用にご協力をお願いします。

【詳しくは(厚生労働省 COCOA)で検索し、厚生労働省ホームページをご覧ください。】



お気軽にご相談ください(相談は無料です)

生活相談

専門機関と連携して、様々な悩みや相談に応じます。例えば消費者相談や福祉、年金など、どんな悩みもご相談ください。

人権相談

部落差別をはじめ、DV、障がい者差別、女性差別など、様々な人権相談に応じます。

ご相談は(一社)富田林市人権協議会(TEL24-3700)(人権文化センター内)まで
受付時間:月曜日~金曜日(祝日を除く)、午前9時~午後5時